

統一的な基準による全体財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得価額

ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

なお、公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計）においては、原則、取得価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券……………取得価額

② 出資金……………取得価額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、公営企業会計（水道事業会計）においては、先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年 ～ 50 年

工作物 10 年 ～ 42 年

物品 3 年 ～ 20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及び

リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計）においては、貸倒実績率等により各債権の回収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計）においては、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当はありません。

(4) 重大な災害等の発生

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、停滞した経済を回復させるべく、国県の施策に呼応した政策・予算措置を適宜実施しています。

影響額は確定しておりません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が決定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
岡山県信用保証協会	-	17,025千円	-	17,025千円
計	-	17,025千円	-	17,025千円

(2) 係争中の訴訟等

損害賠償等の請求を3件受けており、その金額は18,459千円です。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

会計（団体）名	区分	連結の方法
一般会計		全部連結
磯野計記念奨学金特別会計		全部連結
公共用地取得事業特別会計		全部連結
奨学金特別会計		全部連結
土地開発公社清算事業特別会計		全部連結
食肉処理センター特別会計	地方公営事業会計	全部連結
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計、地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産	<u>7,189 千円 (4,978 千円)</u>
土地	7,189 千円 (4,978 千円)